

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 7 1 号
令 和 5 年 5 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この度、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年5月青森県条例第25号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の第3条改正部分の施行に伴い、特定小型原動機付自転車に係る交通方法等に関する規定が整備され、公安委員会が行う講習として特定小型原動機付自転車運転者講習が新設されたことから、当該事務に係る手数料を徴収するため制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 用語の見直し（第1条関係）

特定小型原動機付自転車の運転に運転免許が不要であることを踏まえ、運転免許が必要な原動機付自転車は、「一般原動機付自転車」に用語を見直した。

(2) 特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の新設（別表関係）

別表第28号に

特定小型原動機付自転車運転者講習手数料 講習1時間について2,000円を規定した。

3 施行期日

令和5年7月1日

担当：交通企画課交通部企画係

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第百一号）（傍線の部分は改正部分）

新		旧	
<p>第一条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第九十一条及び九十一条の二第二項の規定による運転することができる自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の種類に限定の全部又は一部の解除に関する事務</p> <p>十〇二十一（略）</p>		<p>第一条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第九十一条及び九十一条の二第二項の規定による運転することができる自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の種類に限定の全部又は一部の解除に関する事務</p> <p>十〇二十一（略）</p>	
<p>別表（第二条関係）</p>			
<p>手数料を納入すべき者</p>		<p>手数料</p>	
<p>一〇二十七（略）</p>	<p>名称</p>	<p>区分</p>	<p>金額</p>
<p>二十八 法第百八条の二第一項各号又は第二項の規定による講習を受ける者</p>	<p>講習受講手数料</p>	<p>（略）</p> <p>法第百八条の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習</p>	<p>（略）</p> <p>講習一時間について二千円</p>
<p>二十九・三十（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>手数料を納入すべき者</p>		<p>手数料</p>	
<p>一〇二十七（略）</p>	<p>名称</p>	<p>区分</p>	<p>金額</p>
<p>二十八 法第百八条の二第一項各号又は第二項の規定による講習を受ける者</p>	<p>講習受講手数料</p>	<p>（略）</p> <p>法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習</p>	<p>（略）</p> <p>講習一時間について二千円</p>
<p>二十九・三十（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>